

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年7月13日(2006.7.13)

【公表番号】特表2005-532393(P2005-532393A)

【公表日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-042

【出願番号】特願2004-519718(P2004-519718)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/127	(2006.01)
A 6 1 K	47/48	(2006.01)
A 6 1 K	49/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	27/06	(2006.01)
G 0 1 N	21/17	(2006.01)
G 0 1 N	21/64	(2006.01)
A 6 1 K	38/46	(2006.01)
A 6 1 F	9/007	(2006.01)
A 6 1 K	38/48	(2006.01)
A 6 1 B	3/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	9/127	
A 6 1 K	47/48	
A 6 1 K	49/00	Z
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	27/06	
G 0 1 N	21/17	6 2 0
G 0 1 N	21/64	F
G 0 1 N	21/64	Z
A 6 1 K	37/54	
A 6 1 F	9/00	5 0 0
A 6 1 F	9/00	5 2 0
A 6 1 K	37/547	
A 6 1 B	3/12	E

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月29日(2006.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼の障害の処置のための薬の製造のためのケージングされた組織変更分子の使用であつて、該ケージングされた組織変更分子は、眼組織における、エネルギー源への曝露までは不活性である、使用。

【請求項2】

前記組織変更分子が、タンパク質、洗剤、または界面活性剤である、請求項1に記載の使用。

**【請求項3】**

前記タンパク質が、酵素である、請求項2に記載の使用。

**【請求項4】**

前記酵素が、マトリックスメタロプロテイナーゼ、コレステロールエステラーゼ、リバーゼ、カテプシン、プロテアーゼ、またはそれらの組み合わせである、請求項3に記載の使用。

**【請求項5】**

前記プロテアーゼが、セリンプロテアーゼである、請求項4に記載の使用。

**【請求項6】**

前記タンパク質が、さらにタンパク質結合ドメインを含む、請求項2～5のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項7】**

前記タンパク質結合ドメインが、ヘテロダイマードメインである、請求項6に記載の使用。

**【請求項8】**

前記タンパク質結合ドメインが、ロイシンジッパードメイン、キチン結合ドメイン、またはS<sub>r</sub>c相同性2(SH2)ドメインである、請求項7に記載の使用。

**【請求項9】**

前記組織変更分子が、

(i)超音波造影剤；および／または

(ii)該分子のアミノ酸側鎖上の少なくとも1つの光除去可能な保護基によってケージングされている、請求項1～8のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項10】**

前記超音波造影剤が、微小な泡またはリボソームである、請求項9に記載の使用。

**【請求項11】**

前記保護基が、o-ニトロベンジル、デシル、フェナシル、トランス-o-シンナモイル、クマリニル、キノリン-2-オニル、キサンテニル、チオキサンテニル、セレノキサンテニルおよびアントラセニル、スチルベニル、もしくはそれら誘導体の組み合わせであり；そして／または前記アミノ酸が、システイン、アスパルテート、グルタメート、ヒスチジン、リジン、アスパラギン、グルタミン、アルギニン、セリン、トレオニン、チロシン、またはそれらの組み合わせである、請求項9または10に記載の使用。

**【請求項12】**

前記処置が、

前記眼組織に、前記ケージングされた組織変更分子を、該分子を該組織へと標的化するために充分な量で投与する工程；および

該分子をエネルギー源に曝露する工程であって、ここで該エネルギー源が、該ケージングされた組織変更分子を活性化して、活性形態にして、該眼組織の少なくとも一部の変化をもたらす、工程

を包含する、請求項1～12のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項13】**

前記眼組織が、ブルッフ膜である、請求項12に記載の使用。

**【請求項14】**

前記処置が、前記眼における前記眼組織を可視化する工程をさらに包含する、請求項12または13に記載の使用。

**【請求項15】**

前記可視化する工程が、前記膜についての標的化蛍光標識の送達、該膜の固有の自己蛍光の同定、または光学干渉断層撮影法(OCT)ドップラーによって達成される、請求項14に記載の使用。

**【請求項 16】**

前記蛍光標識が、ケージングされた組織変更薬剤へと取り込まれる、請求項15に記載の使用。

**【請求項 17】**

前記ケージングされた組織変更分子が、ブルッフ膜における脂質と会合する、請求項1～16のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項 18】**

前記エネルギーが、光または超音波である、請求項1～17のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項 19】**

前記エネルギー源が、2光子照射である、請求項1～18のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項 20】**

前記分子に曝露されるのが、焦点レーザー源からの光エネルギーである、請求項12～19のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項 21】**

前記ケージングされた組織変更分子をエネルギー源に曝露することにより、前記眼における組織の変更が生じる、請求項1～20のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 22】**

前記変更が、前記組織の化学的特性、および／または該組織の物理的特性の変化からなる、請求項21に記載の使用。

**【請求項 23】**

前記組織の変更が、拡散における増加を含む、請求項21または22に記載の使用。

**【請求項 24】**

前記増加が、前記膜の厚さの減少、および／または該膜の組成の変化から生じる、請求項23に記載の使用。

**【請求項 25】**

前記拡散における増加が、前記膜における脂質および／またはタンパク質の変更の結果である、請求項23または24に記載の使用。

**【請求項 26】**

前記眼の障害が、加齢性黄斑変性、若齢性黄斑変性、ソルピー眼底ジストロフィー、または黄斑変性とは無関係の、視覚機能における加齢性低下、または緑内障である、請求項1～25のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項 27】**

前記ケージングされた組織変更分子が、経口投与、直腸投与、腫瘍投与もしくは局所投与または注射による投与のための前記薬において処方される、請求項1～26のいずれか1項に記載の使用。

**【請求項 28】**

前記注射が、眼内または眼周囲の注射である、請求項27に記載の使用。